11月・12月は、滞納整理強化月間です!!

～納期内納付のご協力をお願いいたします～

市税は、市民の皆さまの安心で健康的な生活を維持するためのまちづくりを支える大切な財源です。

多くの納税者の方が、決められた納期限までに納めていただいておりますが、残念ながら様々な理由で滞納されている方もいます。

このようなことから、県内の全市町は、県と連携して納期内納付をされている方との公平性を保つため、11月から12月までの2か月間を滞納整理強化月間に設定して、滞納処分の強化に取り組みます。

市税の滞納解消に向けて

近年の景気の低迷により、市税収入が減少する一方、市税の滞納が高い水準にあります。平成27年度の徴収率は、前年度と比べ現年課税分、滞納繰越分（前年度までに徴収できなかった市税）ともに改善していますが、合計徴収率は89．8％と依然厳しい状況にあります。

滞納は市の財政を圧迫し、市民の皆さまの行政サービスに大きな影響を与えます。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

過去３か年の市税収納実績　（単位：100万円）

年度	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
現年課税	2,998	2,880	96.0%	3,001	2,903	96.7%	2,913	2,836	97.4%
滞納繰越	490	90	18.5%	467	101	21.7%	377	119	31.5%
合計	3,488	2,970	85.1%	3,468	3,004	86.6%	3,290	2,955	89.8%

※金額は、一般会計市税（市民税、固定資産税、軽自動車税等）の決算数値

滞納処分の強化について

納付できるにもかかわらず、納付しない滞納者に対しては、財産調査の上、差押を行います。静岡県、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町は共同して滞納整理を行うため、４月に設置した賀茂地方税債権整理回収協議会において徹底した財産調査を行い、差押、捜索、公売などの滞納処分の強化を図ります。

また、更に徴収困難な滞納者については、地方税の滞納整理の専門機関である静岡地方税滞納整理機構に移管し、更に徹底した滞納処分を行います。

静岡地方税滞納整理機構移管実績

年　度	移管件数	差押等による徴収金額
平成24年度	15件	18,846千円
平成25年度	15件	10,308千円
平成26年度	15件	18,322千円
平成27年度	15件	57,526千円

困ったときはお早めにご相談ください！

病気や失業などの特別な事情があり納付が困難な方や、納付が遅れている方は、お早めに税務課収納係にご相談ください。

問合せ先
税務課収納係（窓口⑦）
☎㉒２２１８

はかりの定期検査を実施します

計量法に基づき平成28年度の計量器（はかり）の定期検査を行います。

商取引又は証明行為に使用している「はかり」は、２年に１回定期検査を受けなければなりません。

今年は左記の日程で検査を実施しますので、最寄りの会場で必ず受検してください。

～はかりの定期検査日程表～

検査日	時　間	場　所
10月24日(月)	14時～16時	須崎漁民会館
10月25日(火)	9時30分～正午	落合浄水場
	13時30分～16時	朝日公民館
10月26日(水)	9時30分～16時	道の駅開国下田みなと
10月27日(木)	9時30分～16時	
10月28日(金)	9時30分～正午	

対象となる主なはかり

- 商店や市、行商等で商品の売買に使用するはかり
- 病院・薬局等で調剤に使用するはかり
- 宅配便の取次店で荷物の計量を行っているはかり
- 病院や医院、保育園や幼稚園、学校、福祉施設等で健康診断用に使用するはかり
- 学校や福祉施設等で給食用食材の納品時に検収用に使用するはかり
- 農業や漁業等に従事する方が、農産物や水産物等の計り売り又は出荷のために使用するはかり
- 工場、事業所等が原材料の購入や製品の販売、出荷のために使用するはかり

前回受検された方には、約１週間前までに計量器定期検査通知書が郵送されますので、当日持参してください。

この検査を受けずにはかりを使ったり、不合格器物を使っていると計量法上の処分の対象となりますので忘れずに受検してください。

新規に「はかり」を購入された方などで、検査通知書が無い方でも、最寄りの会場で必ず受検してください。

問合せ先
産業振興課産業振興係
☎㉒３９１４

防災かわら版

問合せ先　地域防災課防災係（窓口⑩）☎㊱４１４５

下田Jアラート（全国瞬時警報システム）の試験放送を実施します

地震・津波や武力攻撃などの緊急時に、Jアラート（全国瞬時警報システム）から送られてくる国の緊急情報を、同報無線を用いて市民の皆さまへ確実にお知らせするため、左記の日程で緊急地震速報の試験放送を実施します。

この機会に、市民の皆さまも、短い時間で慌てずに身を守る行動について考えてみましょう。

日時　11月4日（金）
午前10時頃

放送内容　（上り４音チャイム）＋（只今から、訓練放送を行います。）＋（緊急地震速報チャイム音）＋（緊急地震速報。大地震です。大地震です。＋これは訓練放送です。）×３回＋（こちらは、下田市です。）＋（これで訓練放送を終ります。）＋（下り４音チャイム）

○緊急地震速報とは

地震発生後、大きな揺れが到達する前に、いち早く警報を発することを目的にした地震早期警報システムです。

災害から学ぶ

過去に起きた震災から今できる減災対策をし、これから起こる地震に備えましょう。主な対策として左記の３つを意識してみましょう。

①事前に準備する

懐中電灯やラジオなど、あらかじめ用意できるものは準備しましょう。

災害時は電気が使えないことが予想されるため、予備の電池を用意しておくことも重要です。また、安全に避難するために、家具の固定もしましょう。

②習慣づける

いつも使っているものや重要なものは、決まった場所に置きましょう。置き場所を決めておくことで災害時も慌てずに持ち出すことができます。

また、寝ているときに地震が起きた場合すぐに逃げられるように、枕元に靴や、非常持ち出し袋などを置いておきましょう。

③ご近所づきあいを大切に

災害時は、いつ助ける側、助けられる側になるかわかりません。普段からご近所づきあいを大切にして、いざというときに助け合える関係を築きましょう。

①と②はすぐにでも準備できることです。逆にすぐできることだから、大事なことでも後回しにされやすいです。そして③は意外と難しいことかもしれません。

いつ起こるかわからない地震に備え、今のうちから準備をしましょう。

問合せ先　地域防災課防災係
☎㊱４１４５

助け合い、支えあう「年金」ってとっても大事

～任意加入制度のご案内～

やむを得ず国民年金保険料を納められなかった期間や国民年金に加入していなかった期間は、その期間に応じて年金額が少なくなります。

国民年金は、本人の申出により、保険料の納付済み期間が40年間（４８０月）に満たない場合、60歳から65歳になるまでの間、任意加入して年金額を増やすことができます。

老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済み期間や保険料免除期間などが原則として25年（３００月）以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（昭和40年４月１日以前に生まれた方に限ります）。

また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

保険料　月額１６，２６０円（平成28年度）

申請時に必要な物
年金手帳、印鑑、預貯金通帳、通帳届出印
※65～70歳になるまで加入する場合、これらのほかに戸籍謄本が必要です。
※老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方、厚生年金に加入している方は任意加入できません。

日本に居住する外国人の方も国民年金に加入します

外国籍の方でも、20歳以上60歳未満で日本国内に住所がある場合、国民年金に加入しなければなりません（厚生年金に加入している方を除く）。

加入手続きは住民登録のある市区町村の国民年金担当窓口で行います。

なお、外国籍の方が国民年金保険料を６か月以上納めて、年金給付を受けずに帰国した場合には、出国後２年以内に請求手続をすると、保険料を納めた期間に応じて脱退一時金を受けることができます。

問合せ先
市民保健課国保年金係
（窓口③）☎㉒３９２２